



# 年金Q&A Vol.6

## Q

前回、退職共済年金の支給停止の方法については、平成27年10月以降は変更になると聞きました。どのような計算方法となるのでしょうか。

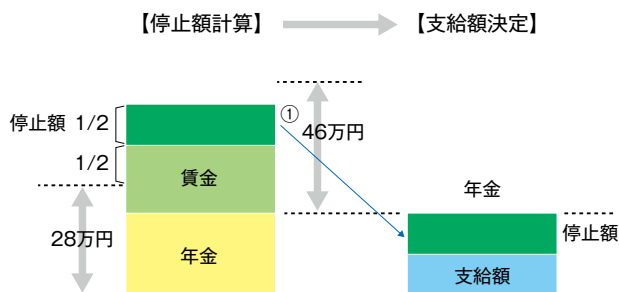
## A

### 1 65歳未満の方の在職支給停止

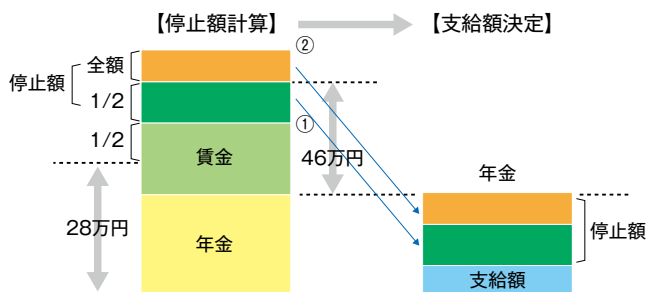
65歳未満の方の、平成27年10月以降の在職支給停止の計算方法は、以下のようになります。

**賃金 + 年金 > 28万円 ⇒ 年金の全部又は一部停止**

#### ア 年金 ≤ 28万円かつ賃金 ≤ 46万円のケース



#### イ 年金 ≤ 28万円かつ賃金 > 46万円のケース



※年金 > 28万円のケースは省略

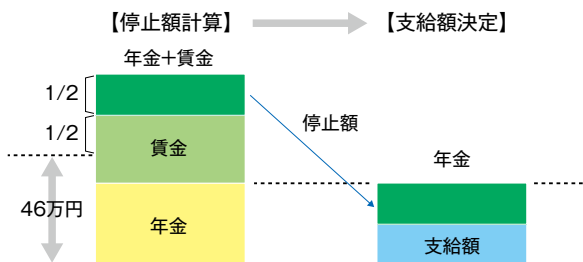
【停止計算（月額）】

- ①年金に賃金（賃金上限46万円）を合算して28万円を超えた場合は、超えた賃金の額の1/2を年金から停止。
- ②賃金だけで46万円を超えた場合は、①の停止額に加え、46万円を超えた額を年金から停止。

### 2 65歳以上の方の在職支給停止

65歳以上の方の、平成27年10月以降の在職支給停止の計算方法は、以下のようになります。

**賃金 + 年金 > 46万円 ⇒ 年金の全部又は一部停止**



【停止計算（月額）】

年金と賃金を合算して46万円を超えた場合は、超えた額の1/2を年金から停止。

注) 46万円、28万円は変更される場合があります。

### 3 平成27年10月以降、65歳未満の退職共済年金の受給者で再就職している方へ（留意事項）

平成27年10月前から民間の会社に勤務し厚生年金保険の被保険者となっている65歳未満の退職共済年金受給者の方等につきましては、平成27年10月に在職支給停止の計算方法が変更され、支給停止額が増えることがあります。そのため、その影響を緩和するために、次のような配慮措置が設けられることとなっています（具体的な年金の支給停止額の計算方法は、今後公布される政令に委ねられています。）。

<配慮措置>

- (1) 従前の支給停止額を除く見直し前の総収入（賃金と年金の合計）の10%を減額の上限とすること。
- (2) 上記（1）の配慮措置がかからない方は、賃金と年金の合計額35万円を超える部分を減額対象とすること。

（執筆／地方職員共済組合）